

# 令和3年度会計年度任用職員候補者を募集

町では、会計年度任用職員として働きたいという方を募集しています。勤務を希望する方は、会計年度任用職員候補者への登録が必要です。意欲・興味のある方からの申し込みをお待ちしています。



## ■会計年度任用職員とは

地方公務員法第22条の2第1項の規定に基づき、1会計年度内を任期として任用される非常勤の公務員で、守秘義務や職務専念義務、政治的行為の制限などの服務に関する規定が適用され、懲戒処分などの対象にもなります。業務内容の詳細については面接時に説明します。

※ 会計年度任用職員から正規職員への登用制度はありません。

## ■会計年度任用職員候補者登録制度とは

会計年度任用職員として勤務を希望する方に、あらかじめ登録をしていただき、登録者の中から条件に合う方に連絡し、面接した上で採用する制度です。

※ 登録によって採用を約束するものではありません。

## ■任用までの流れ

① 「会計年度任用職員登録申請書」を提出

※ 提出した「会計年度任用職員登録申請書」は、会計年度任用職員候補者名簿に年度内登録されます。

② 申請書から条件に合う方を書類選考

③ 担当課より、候補者に連絡

④ 面接選考と勤務条件などの説明

⑤ 採用決定

※ 登録有効期間内に任用が決まらない場合は、申し込みが失効しますので、再度の申し込みが必要です。

## ■登録有効期間 令和3年度(令和3年4月1日～令和4年3月31日)

## ■任用期間 令和3年度内で必要とする期間

※ 勤務成績が良好な場合に限り、再度任用される場合があります。

## ■登録要件

- ・ 地方公務員法第16条各号に規定する欠格条項に該当しない方
- ・ 登録申込日現在において満18歳以上の方
- ・ 登録を希望する職種の資格免許などを有している方
- ・ 職務に支障のない良好な健康状態である方

## ■登録方法

町指定の「会計年度任用職員登録申請書」に必要事項を記入の上、本人が直接提出してください。職種により提出先が異なりますので、注意してください。(保育園関係の職種→子育て支援課、その他の職種→総務課人事秘書係)

※ 受付時間:平日の午前8時30分～午後5時15分(土、日、祝日は受け付けていません)

※ 郵送では受け付けていませんので、必ず持参してください。

資格などを必要とする職種については、その職種に必要な免許状・資格証などの写しを添付してください。登録申請書は、総務課人事秘書係にあります。町ホームページ([http://www.town.agui.lg.jp/ka/R3\\_kaikeisaiyo.html](http://www.town.agui.lg.jp/ka/R3_kaikeisaiyo.html))からダウンロードすることもできます。

## ■申込期限 1月20日(水)

申込期限後も随時受け付けますが、期限までに申し込みされた方を優先します。



## ■勤務時間など

勤務時間は、午前8時30分から午後5時15分までの間で1日7時間30分以内の勤務ですが、任用理由や勤務場所により始業時間や終業時間、休憩時間が異なります。また、時間外勤務や休日勤務を命じる場合もあります。勤務日数は、週4日から週5日が基本ですが、配属される職場によって異なります。

